

石鎚PRキャッチフレーズ等使用許諾申請書

平成 27 年 11 月 1 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住所	〒790-8570 愛媛県松山市一番町〇丁目〇—〇		
企業・団体等名	株式会社県庁商事		
代表者名	代表取締役 石鎚 太郎 印		
担当者名	営業部 石鎚 愛子		
電話番号	089-912-〇〇〇〇	F A X	089-912-〇〇××
メール	ehime01@〇〇.co.jp		

石鎚PRキャッチフレーズ等を使用したいので、次のとおり申請します。  
 なお、使用にあたっては、裏面の附帯事項を承諾します。

使用目的	(例) 石鎚関係商品であることをPRするため
個別商品名を記載せず、包括的な記載によって、再申請をすることなく複数商品等への利用が可能。	<input checked="" type="checkbox"/> 商 品 <input type="checkbox"/> その他
作成物 (内容、種類等)	(例) 自社が販売する土産物パッケージ及び商品 PR 用チラシへの掲載
使用期間	<input checked="" type="checkbox"/> 許諾を受けた日から3年間 <input type="checkbox"/> 年 月 日～ 年 月 日
県関係ホームページへの掲載の可否	<input type="checkbox"/> 掲載可 <input type="checkbox"/> 掲載不可
その他	

原則3年間。  
 期間を指定する場合は、3年以内の日付を記入。

使用要領第6条第1項各号に該当しないことを誓約します。

第6条 第5条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャッチフレーズ等の使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

**【添付書類】**

- 申請者の概要が分かる書面（パンフレット等）
- その他

**【附帯事項】**

- (1) キャッチフレーズ等デザインマニュアルに従って使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 許諾にかかる物品が完成品したときは、速やかに知事にその写真を提出すること。
- (6) デザインをアレンジする場合、アレンジにともなって発生する著作権（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう。）は、県に帰属するものとする。
- (7) 愛媛県からキャッチフレーズ等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。